

愛知県地域防災計画の修正案の要旨（案）

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

1. 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準※を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正する。

主な修正事項は以下のとおり。

※スフィア基準：難民キャンプで劣悪な環境で多くの人が亡くなった反省から、災害や紛争の影響を受けた人々が尊厳ある生活を営むため必要な最低基準として作られた国際基準。トイレの衛生、一人当たりの居住スペースなど、災害時避難所に適用できる基準が含まれている。

（1）生活空間の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保すること等

（2）トイレの確保・管理

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めること等

（3）食事の質の確保

栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保に配慮すること等

（4）生活用水の確保

給水タンク、貯水槽、防災井戸等の整備を図り、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保に努めること等

（5）在宅・車中泊避難者への支援

在宅避難者や車中泊避難者等への支援方策の検討や、被災者支援に係る情報の提供に努めること等

<修正箇所>

■風水害等編	第2編 第10章 第1節	避難所の指定・整備等
	第3編 第6章 第2節	防疫・保健衛生
	第3編 第9章 第1節	避難所の開設・運営
■地震・津波編	第2編 第8章 第1節	避難所の指定・整備等
	第3編 第7章 第2節	防疫・保健衛生
	第3編 第10章 第1節	避難所の開設・運営

<新旧対照表>

■風水害等編	p 6、7、8、9、18、19、20、21
■地震・津波編	p 7、8、9、10、19、20、21、22

2. 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、県、市町村及び防災関係機関において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記。

<修正箇所>

■風水害等編	第2編 第8章	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
	第2編 第10章 第1節	避難所の指定・整備等
■地震・津波編	第2編 第6章	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
	第2編 第8章 第1節	避難所の指定・整備等

<新旧対照表>

■風水害等編	p 5、8
■地震・津波編	p 6、9

3. 改正医療法による災害支援ナースに係る修正

被災した医療機関における看護業務や避難所の環境整備等を行う災害支援ナースが、令和6年4月の改正医療法により、災害・感染症医療業務従事者に位置づけられたことに伴い、県が行う災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、派遣調整について追記。

<修正箇所>

■風水害等編	第2編 第11章 第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備
	第3編 第6章 第1節	医療救護
	第3編 第9章 第2節	要配慮者支援対策
■地震・津波編	第2編 第11章 第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備
	第3編 第7章 第1節	医療救護
	第3編 第10章 第2節	要配慮者支援対策

<新旧対照表>

■風水害等編	p 11、16、17、22
■地震・津波編	p 12、16、17、18、22、23